

平成 28 年度
視察等の届出・報告書
(届出番号 10~12)

平成 28 年度 視察等の届出・報告書 (10~12)

| 届出 番号 | 訪問日 | 氏名 | 参加者 | 訪問先・内容 |
|----------|----------|------|-----|--|
| 10 | 10/27~28 | 妹尾智之 | | 滋賀県大津市・全日本市町村国際文化研修所 (平成 28 年度トップマネジメントセミナー 「人口減少社会に対応した行政運営」) |

議長

副議長

局長

GL

係

団 覧



様式第1号

平成 28 年 10 月 6 日

真庭市議会

議長 竹原茂三 殿

真庭市議会議員 妹尾智之



調査研究、研修会、要請・陳情活動届

政務活動費を使用して、下記のとおり研究、調査等を行いますので届けます。

記

1 区 分 調査研究 研修会 要請・陳情活動

2 訪 問 先

全国市町村国際文化研修所

3 内 容

平成28年度トップマネジメントセミナー
「人口減少社会に対応した行政運営」

4 行 程 別紙のとおり

5 事務局から訪問先への依頼 必要 ・ 不要

(注) 複数の議員で実施する場合、代表者の届けでよいが、参加議員名簿を添付すること。



10/29~28

公明党真庭市議団 研修日程表

| 期 日 | 行 程 |
|-----------|---|
| 10月27日(木) | <p>真庭市 →→→ 岡山駅(新幹線のぞみ12号) →→→ 京都(乗換) →→→ 唐崎駅 →→→</p> <p>7:30 9:49 11:11 11:25</p> <p>→ 全国市町村国際文化研修所</p> <p>11:30</p> |
| 10月28日(金) | <p>全国市町村国際文化研修所 (14:30まで研修) 唐崎駅 →→→ 京都(乗換) →→→ 岡山駅(新幹線のぞみ37号)</p> <p>15:18 15:52 16:55</p> <p>岡山駅 →→→ 真庭市着</p> <p>17:10 19:00</p> |

【 研修先 】
【 宿 泊 】

全国市町村国際文化研修所

全国市町村国際文化研修所

滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号

TEL 077-578-5931

添付資料 省略

(トップマネジメントセミナー パンフレット)



様式第2号

報 告 書

平成 28 年 10 月 31 日

報告者 真庭市議会議員 氏名 妹尾 智之

下記のとおり政務活動費を使用して 調査研究・研修会・要請陳情活動をいたしましたので、その結果を報告いたします。

| | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 自 平成 28 年 10 月 27 日 (午前・ 午後) 12 時 30 分 |
| | 至 | 平成 28 年 10 月 28 日 (午前・ 午後) 14 時 45 分 |
| 2 | 場 所 | 全国市町村国際文化研修所 |
| 3 | 用 件 | トップマネジメントセミナー 「人口減少社会に対応した行政運営」 |
| 4 | 概 要 | 10月27日(木) 12:30~13:00 開講・オリエンテーション 13:00~14:40【講義】人口減少社会における自治体経営 一橋大学 副学長・大学院法学研究科 教授 辻 琢也 15:00~17:00【講義】真庭市が目指すもの～バイオマス利活用の取組紹介～ 岡山県真庭市 市長 太田 昇 |



平成28年度トップマネジメントセミナー「人口減少社会に対応した行政運営」時間割

(敬称略)

| 月日 | 曜日 | 1時限 (9:25-10:35) | 2時限 (10:50-12:00) | 3時限 (13:00-14:10) | 4時限 (14:25-15:35) | 5時限 (15:50-17:00) | 課外 (17:00~) |
|-------|----|---|---|--|--|----------------------|----------------|
| 10/27 | 木 | | 11:00-12:00 受付 11:30- 昼食 12:30- 開講 オリエンテーション | 【講義】 (13:00-14:40) (100分) (質疑応答40分) 人口減少社会における自治体経営 一橋大学 副学長・ 大学院法学研究科 教授 辻 琢也 | 【講義】 (15:00-17:00) (120分) (質疑応答20分) 真庭市が目指すもの～バイオマス利 活用の取り組み紹介～ 岡山県真庭市 市長 太田 昇 | | 17:30- 交流会 |
| 10/28 | 金 | 【講義】 (9:25-11:00) (95分) (質疑応答20分) 地域イノベーションを生 み出す行政運営を考える 全国市町村国際文化研修所 教務部長 松藤 保孝 | 【意見交換】 班別 (11:00-11:50) (50分) | 【講義】 (12:50-14:30) (100分) 人口減少社会におけるこれからの行 政の役割 慶応義塾大学商学部 教授 樋口 美雄 | 14:30-14:45 閉講・事務連絡 | | 1F大食堂 |

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

担当：

平成28年9月28日現在)

【講師紹介】

一橋大学副学長・大学院法学研究科教授 辻 琢也 氏

東京大学大学院博士号取得。専門は行政学・地方自治論。東京大学助手、政策研究大学院大学助教授等を経て、2005年より一橋大学大学院法学研究科教授。2014年12月から一橋大学副学長。主な公職は、「第31次地方制度調査会」委員、国土交通省「社会資本整備審議会」委員、総務省「消防審議会」委員等。主な著書は、『リスクマネジメントと公共政策』（2013、共編著、第一法規）、『自立と協働によるまちづくり読本』（2004、共編著、ぎょうせい）、『分権と自治のデザイン』（2003、共編著、有斐閣）他多数。

岡山県真庭市長 太田 昇 氏

京都大学法学部卒業、1975年4月 京都府入庁。京都府庁では総務部地方課参事、総務部財政課長、総務部理事、知事公室職員長（人事担当部長）、知事室長、総務部長を歴任後、2010年5月～2013年2月京都府副知事を務める。真庭市長には2013年4月24日に就任。

公益財団法人全国市町村研修財団全国市町村国際文化研修所教務部長 松藤 保孝 氏

自治省入省後、消防庁、行政局公務員部、三重県企画室長、自治省選挙部選挙課、神奈川県国民健康保険課長・環境計画課長・市町村課長、経済産業省中小企業庁長官官房企画官（商業・中心市街地活性化担当）、総務省大臣官房企画官（地域振興・過疎対策）、堺市財政局長、内閣府地方創生推進室・内閣参事官、地域総合整備財団事務局長等を経て、2016年4月より現職。また、関西学院大学経営戦略研究科教授も務める。

慶應義塾大学商学部教授 樋口 美雄 氏

慶應義塾大学大学院商学博士号取得。専門は、労働経済学・計量経済学。1991年から慶應義塾大学商学部教授。主な公職は、内閣府「一億総活躍国民会議」委員、内閣官房「まち・ひと・しごと創生会議」委員、内閣府「経済の好循環実現に向けた政労使会議」委員、内閣府・統計委員会委員長、厚生労働省・労働政策審議会・会長等。主な著書は、『超高齢・人口減少社会のイノベーション:超成熟社会発展の経済学Ⅲ』（2016、共編著、日本経済評論社）、『若年者の雇用問題を考える』（2013、共編著、日本経済評論社）、『雇用と失業の経済学』（2001、日本経済新聞社）他多数

受講証明書

団体名：岡山県 真庭市

所属・氏名：真庭市議会 議員 妹尾 智之

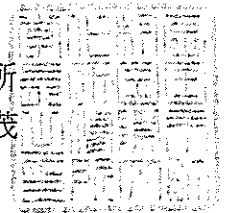
研修名：平成28年度トップマネジメントセミナー
「人口減少社会に対応した行政運営」

期間：平成28年10月27日(木)～平成28年10月28日(金)

上記の研修を受講したことを証明します。

平成28年10月28日

全国市町村国際文化研修所
学長 松崎 茂



平成 28 年度 視察等の届出・報告書 (10~12)


| 届出 番号 | 訪問日 | 氏名 | 参加者 | 訪問先・内容 |
|----------|----------|-----|----------|------------------------------------|
| 11 | 10/19~20 | 緒形尚 | 入澤廣成・長尾修 | 静岡県静岡市 (第 11 回全国市議会議長会 研究フォーラム) |



様式第1号

平成28年10月16日

真庭市議会
議長 竹原 茂三 殿

真庭市議会議員 緒形 尚  印

調査研究、研修会、要請・陳情活動届

政務活動費を使用して、下記のとおり研究、調査等を行いますので届けます。

記

1 区 分 調査研究 研修会 要請・陳情活動

2 訪 問 先

静岡県コンベンションアーツセンター

静岡県静岡市駿河区池田79-4

3 内 容

第11回全国市議会議長会研究フォーラムin静岡 参加

4 行 程

別紙のとおり

10/19~20

5 事務局から訪問先への依頼

必要

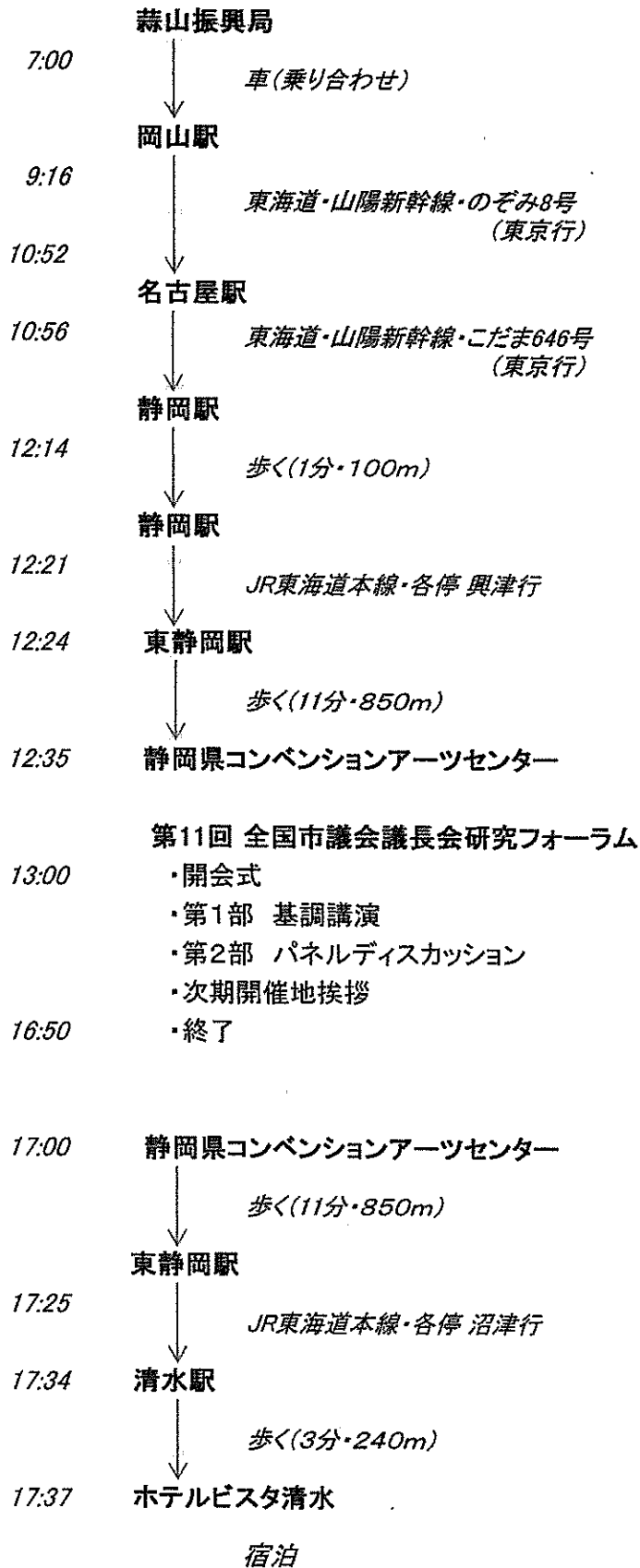
・ 不要

(注) 複数の議員で実施する場合、代表者の届けでよいが、参加議員名簿を添付すること。

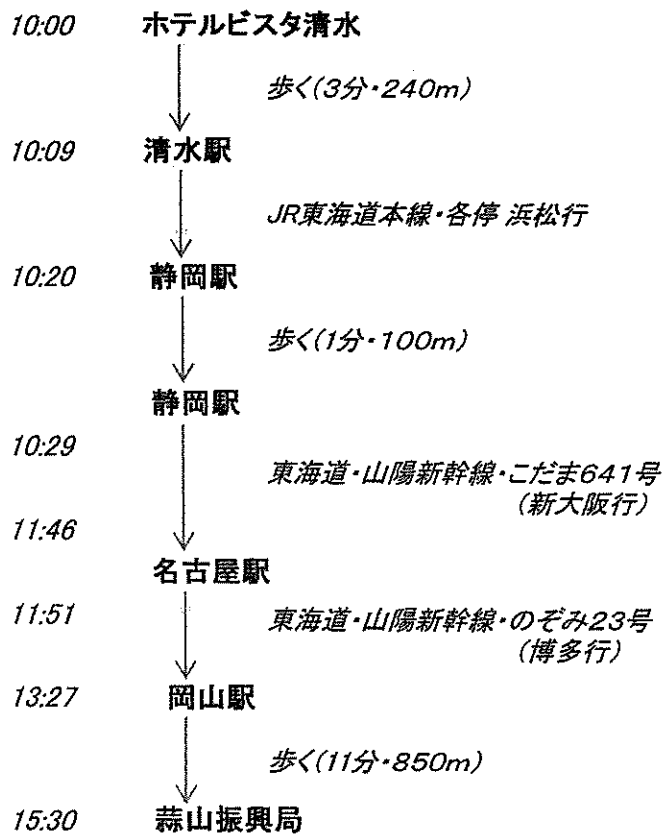


◆ 行程

10月19日(水)



◆ 行程
10月20日(木)



◆ 参加議員

- ・ 入澤 廣成
- ・ 長尾 修
- ・ 緒形 尚

報 告 書

平成28年 11月 24日

真庭市議会
議長 竹原 茂三 殿

報告者 真庭市議会議員 氏名 緒 形 尚



下記のとおり政務活動費を使用して 調査研究・研修会・要請陳情活動をしましたので、その結果を報告いたします。

| | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 自 平成28年10月19日(午前・午後) 1時00分 至 平成28年10月20日(午前・午後) 11時00分 |
| 2 | 場 所 | 静岡県駿河区池田79-4 静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ大ホール・海 |
| 3 | 用 件 | 第11回全国市議会議長会研究フォーラム出席 |
| 4 | 概 要 | 1・9日：開会式・基調講演・パネルディスカッション・次期開催地挨拶 20日：課題討議・閉会式 ※ 詳細は別紙 |



◆ 基調講演（東京大学名誉教授：大森 彌）

「二元代表制と議会の監視機能」

・二元代表制 — 憲法要請

住民が、議会の議員と首長を直接選挙で別々に選ぶのは憲法の要請である。法律で直接公選職を設けてもよいという意味であり、義務づけてはいない。教育委員会の委員は教育委員会法によって公選させていたが、1956年に廃止されている。憲法は、ただ「地方公共団体」といっているのみで、その種類と名称は地方自治法に委ねられている。地方自治法によって、地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とされ、普通地方公共団体は都道府県及び市町村とする。特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とするとされている。

憲法第93条がストレートに適用されるのは普通地方公共団体である。だから、東京23区の特別区は特別地方公共団体であるため、1952年から1974年までの間、都の内部的部分団体と扱われ区長の直接公選が廃止されていた。特別区側の「自治権拡充運動」が実って区長直接公選が復活した。

・直接公選の理由

議員も首長も直接選挙で選ばれるのは主として四つの理由による。

第1は、権力の座に就くからである。自治体全体の意思を決定する権力の座を意味している。議会は議事機関、首長は執行機関という制度上の呼称と役割の相違があるが、ともに住民全体の代表者として自治体の意思を公式に確定する権限を持っている。それは、住民に各種のサービスを提供したり、住民の行動の自由に一定の制約を加えたりする施策を決定できることを意味している。議会の首長も意思決定の正統性を主張でき、それぞれ住民に対して責任を負っている。

第2は、住民によるリスク管理が必要であるからである。権力の座に就いた者が、これを恣意的運用し利用して私腹を肥やしたりするかも知れない。この心配を取り除くため、政治のプロの地位を政治のアマチュアである一般有権者が、いわば認可する工夫が講じられているのである。権力運用の免許状の書き替えを定期的（^{現行}減光では4年ごと）に行うのが選挙である。また、選挙から選挙の間に、住民の代表者として信託を受けた政治のプロとして著しい落ち度があったとき免許状を取り消すのがリコール（解職制度）である。

第3は、不可視な民意を可視化されるからである。議会と首長が自治体としての意思を公式に決定できる権限をもつのは、選挙を通じて民意の審判を受け、代表者であると見なされるからである。民意は、有権者に支持を訴えて当選した人物あるいは人物の色分けと分布によって眼に見えるようになる。この意味で、代表というのは「民意」を生身の人ないし人の数で表すという「擬制」を前提として成り立っている。

第4は、民主条件付きの代表であるからである。何が住民のため、地域のためになるのかの判断をめぐる具体的な決定は二つの代表機関の裁量に委ねられている。けれども、選挙で選んだということはこの公選職に決定権を白紙委任したことではない。この地位も権限も選挙によって住民から付託されたものである。したがって、できるだけきめ細かく多様な有権者の批判や提案に耳を傾け、意見を訊き、そうした有権者の参加活動のなかで公選職が判断して責任のある決定を下し、住民は公選職が振る舞っているかどうかを監視する必要がある。

・二元代表制に内在する対立の契機

議会の議員と首長が直接別々に選ばれるということは、それぞれが住民に対して直接責任をとる立場にあることを意味している。どちらが住民の代表機関としてよりふさわしい振る舞いをしているかを競うことになる。両者の対立が極まると、議会側が首長不信任を突きつけ、首長が議会解散で応ずるといったことが起こりうる。いずれにしても、選挙で民意に問うことによって対立を解消する以外にない。この時点で住民自治が前提となって二元代表制が成り立っているといえる。

・与野党意識の克服

二元代表制のもとでは、議会が首長を指名するのではないから、首長と議会との間に、国の議院内閣制のような与野党関係はない。このことを、首長も議会議員も自覚しているかどうか重要である。議員が会派に分かれるのは自然であるにしても、議会多数派が首長に対して与党あるいは野党の意識をもち、そう振る舞うのは二元代表制の主旨に忠実でない。首長と馴れ合わず、緊張関係を維持するためには、議会全体が野党的な感覚をもちつつ、是は是、非は非として自治体としての意思決定を適切なものにしなければならない。議会各会派が与野党意識をもち、それを首長が利用し会派間の分断を図り、議会側が首長を困らせるために嫌がらせ的な行動に出るようでは、二元代表制の担い手としては失格である。首長に選ばれるのに、当該自治体の住民であることは要件となっていない。だからこそ、首長は思い切った政策を立案ができる。しかし、その実現のためには住民であることを要件として選ばれた議員によって構成される議会を説得しきり、自治体の意思決定を確かなものにしなければならない。

議会のあり方等、今後参考にすべきとても参考になった基調講演でした。

◆ パネルディスカッション

「監視権の活用による議会改革」

■ コーディネーター

江藤 俊昭 氏（山梨学院大学大学院研究科長・教授）

■ パネリスト

斎藤 誠 氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

土山 希美枝 氏（龍谷大学政策学部政策学科教授）

谷 隆徳 氏（日本経済新聞編集委員兼論説委員）

栗田 裕之 氏（静岡市議会議員）

二元代表制と機関競争主義は、自治体に対する市民制御を実現するシステムとしての議会である。社会にある多様な意見を公開の広場で議論し、集約して決定していく。長・行政に対する監査機能と政策立案は、個別の事業、事業の集合としての施策・政策、そのルールとしての条例・規則・要綱等、事業等への資源配分計画として計画をする。それらを支える行政組織運営のあり方にたいし監査・提案することを通じて、市民にとってよりよい政策・制

度の実現を目指すことが重要である。

議会の5つの課題として、①政治争点の集約・公開 ②政治情報の整理・公開 ③政治家の選別・訓練 ④長・行政機構の監視 ⑤政策に提起・決定・評価がある。

自治体運営や事業の執行について、その状況や効果などを検証、評価し執行機関がなすべきことを適切になしているかをチェックする議会の監視・監視機能は重要である。政策は、必ず個人から発想される。議員の政策上の気づきを、委員会の調査、議会の調査にどう繋げていくかが重要である。感覚的な評価ではなく根拠を見つけ出すことも重要である。政策立案も、その前提には監査があつてこそだ。

監視権の活用による議会改革についてのパネルディスカッションで、たいへん参考になった。資料もあるので、議会活動に繋がるよう再確認します。

◆ 課題討議

「監視権を如何に行使すべきか」

■ コーディネーター

佐々木信夫 氏（山梨学院大学大学院研究科長・教授）

■ 事例報告者

佐賀 和樹 氏（藤沢市議会前副議長）

井上 直樹 氏（和歌山市議会議会運営委員会委員長）

島崎 健二 氏（日田市議会議長）

地方議員にいま一番問われているのは、政策能力を如何に高めるか、議会提案、議会審議の質をいかに高めるかにある。地方議会は国会に代わり、地域のことは地域で決める「地方主権時代」の政治主体である。そこでは、決定者、監視者、提案者、集約者の4つの役割が期待されている。

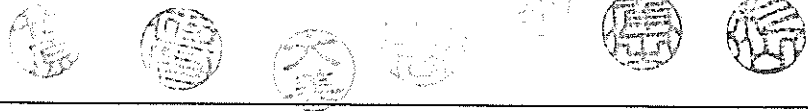
まさに、自己決定・自己責任の経営を自ら考え・自ら決める議会へと代わらなくてはいけないと改めて思った。

また、これからの議員にとっての大きな課題は、立法能力の向上であつて、そのためにはサポート組織として法制局や法制担当を置く制度改革が必要だ。一方では、現行の仕組みをうまく生かしているかどうか運用の改革も必要だ。さらには、それを動かす議員の意識改革も必要と思う。

課題討議の中で、それぞれの議会の実情を踏まえて改革されていることは大いに参考にして、真庭市議会の中で生かしていきたいと思った。とても参考になる研修会であつた。

平成 28 年度 視察等の届出・報告書 (10~12)


| 届出 番号 | 訪問日 | 氏名 | 参加者 | 訪問先・内容 |
|----------|--------|-----|------|---|
| 12 | 11/1~2 | 緒形尚 | 福島一則 | 東京都（全国自治体病院経営都市議会協議会 第 12 回地域医療政策セミナー） |



様式第1号

平成28年10月16日

真庭市議会
議長 竹原 茂三 殿

真庭市議会議員 緒形 尚  印

調査研究、研修会、要請・陳情活動届

政務活動費を使用して、下記のとおり研究、調査等を行いますので届けます。

記

1 区 分 調査研究 研修会 要請・陳情活動

2 訪 問 先

東京都千代田区平河町2-4-1 都市センターホテル

3 内 容

第12回地域医療政策セミナー参加

4 行 程

別紙のとおり 11/1 ~ 2

5 事務局から訪問先への依頼

必要

不要

(注) 複数の議員で実施する場合、代表者の届けでよいが、参加議員名簿を添付すること。



第12回 地域医療政策セミナー 日程表

日程 : 2016年11月1日～11月2日
 参加者 : 福島一則、緒形尚

| 日時 | 行程スケジュール | | 備考 |
|----------|--|--------------------------------------|----|
| 11月1日(火) | <p>湯原 (自宅) 5:00</p> <p>↑ 車(地道)</p> <p>落合 (福島宅) 5:30</p> <p>↑ 車(中国・岡山道)</p> <p>岡山空港 7:10</p> <p>↑ ANA 653便</p> <p>羽田空港</p> <p>↑ 歩く</p> <p>国内線ターミナル駅 10:08</p> <p>↑ 京急空港線</p> <p>新橋駅 10:42</p> <p>↑ 銀座線(渋谷行)</p> <p>8:25</p> <p>赤坂見附駅 10:47</p> <p>↑ 歩く(9分・800m)</p> <p>都市センターホテル 10:56</p> <p>↑ セミナー参加</p> <p>ホテル 17:30</p> <p>17:00 終了</p> | <p>(宿泊) 赤坂陽光ホテル 03-3586-4050</p> | |

| 日 時 | 行程スケジュール | | 備 考 |
|----------|---|--|-----|
| 11月2日(水) | <p>ホテル</p> <p>↑</p> <p>歩く(6分・500m)</p> <p>9:45</p> <p>衆参議院議員会館</p> <p>↑</p> <p>意見交換(県選出議員)</p> <p>10:10</p> <p>赤坂駅</p> <p>↑</p> <p>10:08</p> <p>溜池山王駅</p> <p>↑</p> <p>銀座線(浅草行)</p> <p>16:06</p> <p>国内線ターミナル駅</p> <p>↑</p> <p>16:43</p> <p>岡山空港</p> <p>↑</p> <p>19:25</p> <p>国会議事堂前駅</p> <p>↑</p> <p>歩く(1分・120m)</p> <p>10:09</p> <p>新橋駅</p> <p>↑</p> <p>JR山手線(外回り)</p> <p>16:14</p> <p>羽田空港</p> <p>↑</p> <p>ANA 657便</p> <p>18:05</p> <p>湯原 (自宅)</p> <p>21:30</p> | | |

◆ 参加議員

- ・ 福島 一則
- ・ 緒形 尚



様式第2号

報 告 書

平成28年 12月20日

真庭市議会議長 竹原茂三 殿

報告者 真庭市議会議員 氏名 緒形 尚

下記のとおり政務活動費を使用して 調査研究・研修会・要請陳情活動をいたしましたので、その結果を報告いたします。

| | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 自 平成28年 11月 1日 (午前・午後) 5時 00分 |
| | | 至 平成28年 11月 2日 (午前・午後) 8時 30分 |
| 2 | 場 所 | 東京都千代田区平河町2-4-1 都市センターホテル 3階「コスモスホール」 衆議院議員会館・参議院議員会館 |
| 3 | 用 件 | 第12回地域医療政策セミナーに参加・地元選出国會議員と意見交換 ・砂川市立病院の機能的・経営的改善に向けた取り組み 砂川市立病院：事業管理者 小熊 豊 氏 ・地域医療を守る私たちの取り組み 宮崎県北の地域医療を守る会：事務局長 福田 政憲 氏 ・意見交換：平沼赳夫議員、石井正弘議員、小野田紀美議員 |
| 4 | 概 要 | 別紙にて報告 |



全国市議会議長会の全国自治体病院経営都市議会協議会は、加盟都市・病院組合議会による病院経営の健全化のための活動に資することを目的に、地域医療政策に関するセミナーに参加した。

医師不足・偏在問題をはじめ、地域における医療現場の実態について詳しいお二人の講師より、地域医療をいかに守り育てるかについて、それぞれのご経歴や実務経験を踏まえたセミナーでした。

砂川市立病院では、人口減少が進み病院機能としては在院日数の短縮が進んでいる。近隣の公立病院が医療規模を縮小し、当院に医療機能が集中している。また、日常診療圏の拡大に伴い、診療対応が増大している。回復期、慢性期療養型医療の不足が起こっている。このような状況の中で、効率的、効果的な急性期診療体制の確保が求められている。高度専門化する医療への対応も求められる。過疎地における周産期から高齢期までの総合的、全人的医療も求められるなど、当院の基本的な考え方であった。

地域に必要な自治体病院として、経済性、効率化の追求、公共性の発揮などバランスの取れた公民協同体制にすることが重要である。民がなすべきは民に、公がなすべきは公に、民と公でなすべきは共にを目指して、公民協同体制の構築が重要である。また、開設者とのパートナーシップ、管理者・院長のリーダーシップ、職員のプロフェッショナル、住民とのフレンドリーシップの向上により、住民が本当にその病院に残って欲しいと思われる病院を目指す必要がある。

宮崎県北の地域医療を守る会が発足したきっかけは、県立延岡病院の6人の医師が退職し、再び6人の医師が派遣されたが神経内科の休診状態は解消されないままであり、このことがきっかけとなって会は発足した。地域医療で見えてきたものとして、地域医療の危機は全国共通の問題であること、地域の医師不足は全国共通の課題であることである。問題の原因は、国の制度や区市町村の行政の施策や医師だけでなく地域住民にもあることが重要なことである。そこで、市の責務・医療機関の責務・市民の責務、三者それぞれの責務の規定を設けた。市の責務として、地域医療を守るための施策の推進、健康長寿を推進するための施策の実施を責務とした。医療機関の責務として、患者の立場の理解と信頼関係の醸成、医療機関相互の機能分担と業務連携、医療の担い手の確保と良好な勤務環境の保持、健（検）診への協力を責務とした。最後に、市民の責務として、かかりつけ医を持つ、適正な受診（時間内の受診等）、医師等に対する信頼と感謝、健（検）診の積極的受診と日頃からの健康管理を責務とした。これにより、それぞれの立場で意識改革が行われた。市民と医療者とのコミュニケーション、市民と行政とのコミュニケーションを図ることで病院づくりをはじめ、まちづくりができてきた。情報の見える化をして、共通理解をしていかなないと現状は変わらない。自分たちができることを考えていかなければ変わらないという気持ちで活動をしている。

地域の医療資源は限りがあり、今あるものを役割分担しながら地域総力戦（協働）で守っていく気概が必要であると感じた。